

アクティビティノート <第337号>

2025年2月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

- 1-1 2025年2月度相談受付件数 …… p.2
- 1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3~8

2. コラム『経口補水液』

…… p.9~10

「ちょっと注目」は今月お休みさせていただきます。

TOPICS

コラム



経口補水液

経口補水液って通常の清涼飲料水だと思っている方もいるのでは？
実は違うんです。コレラの治療にも効果があるWHOが提唱する病
者用の飲み物です。
健康増進法により変更になった経口補水液についてまとめました。

1. 相談業務

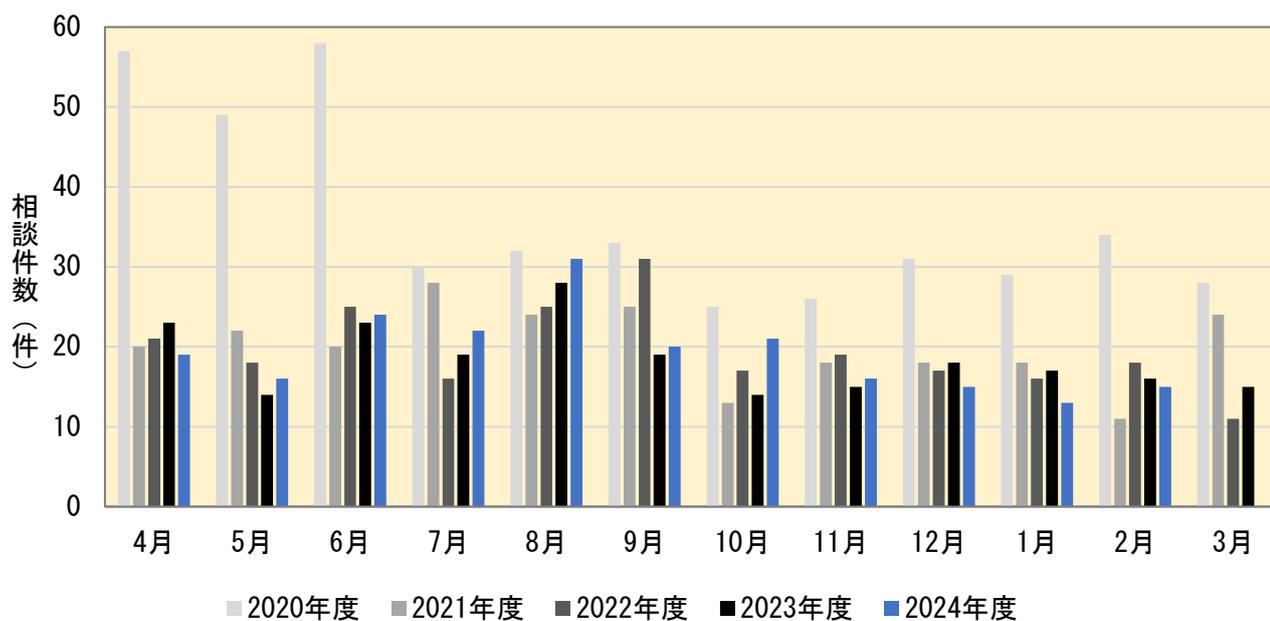
1. 1 相談受付件数

2025 年 2 月度相談受付件数 (1/29~2/27 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	1	1	8	0	11	73%
消費生活 C・ 行政	2	0	0	1	0	3	20%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	7%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	1	1	10	0	15	
構成比	20%	7%	7%	67%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <トイレ用洗剤で便器フタが劣化> 「〇〇社のトイレ用洗剤△△でヘルパーがトイレ掃除をしたら、便座のフタの表側がウロコ状になってザラザラにめくれた」との相談を受けている。消費者と消費生活センターから〇〇社に確認をし、△△はプラスチックにも影響を与えない成分であると言われたが、納得してもらえない。何か知見はないか <消費生活C>

⇒△△はプラスチックの便座などにも使用できる製品であり、〇〇社の回答のように、通常の使用では便器のフタを劣化させることは考えにくいと思われまます。なお一般に、芳香剤などに含まれる成分や紫外線などは、プラスチックを劣化させることもあります。フタの劣化については、トイレ便器のメーカーに確認をされてはいかがでしょうか。
- ◆ <犬用シャンプーで愛犬が死亡した場合の製造物責任法について> 「半年前、〇〇社の犬用シャンプーを5歳2か月の愛犬に使用したところ、皮膚が熱傷状にただれた。動物の皮膚専門病院を受診したが、愛犬は回復することなく死亡した。動物病院の獣医に状況を伝えたら「シャンプーが原因だろう」と言われた。製品には成分は表示されているが配合量は掲載されていない。製品に問題があるのではないかと思い調査を依頼したが、〇〇社に断られた」との相談を受けている。相談者の要求をはっきりと確認できていないが、このような場合、製造物責任法が適用になるのではないか。化学製品PL相談センターでメーカーとの交渉対応してもらえるか。<消費生活C>

⇒当センターではあっせんや仲介は行なっておりませんので、個々の製品メーカーとの交渉はできかねます。製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律です。愛犬は財産と考えられます。PL法が適応となるためには、製品と被害との因果関係、製品に欠陥があったことの証明が必要です。まずは、獣医師に因果関係を特定した診断書を発行してもらえるかを確認し、改めて、メーカーに使用された製品の調査を依頼してはいかがでしょうか。
- ◆ <入居前に実施した防虫処理による体調不良> 賃貸住宅に入居する前に、業者が部屋の防虫処理をした。部屋はよく換気したが、その後ずっと刺激を感じ、鼻水が出て喉に痛みを感じる。家族も同様の症状であり、入居できない状態が続いている。防虫処理をした業者に問い合わせ、成分はイミプロトリン、エトフェンプロックスであると確認した。業者に、臭いは数時間で消え人体に影響のある成分ではないと言われた。業者に異常を伝えるために室内の薬剤の濃度などを測定したいと考えている。化学製品PL相談センターは、行政の窓口から紹介された。

〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の調査や分析は実施しておりません。イミプロトリン、エトフェンプロックスはそれぞれピレスロイド系の殺虫剤であり、虫の神経系（魚類、爬虫類なども含む）に作用してまひさせることで殺虫する効果を示しますが、哺乳類、鳥類などの温血動物には毒性が低いものです。一般的には、継続して換気をすることで、徐々に成分や臭いは軽減されていきます。体調に関しては医療機関に相談されることをお勧めします。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ 〈製造物責任法について〉 半年前、コンビニで購入した加熱式タバコを喫煙した際にメンソールのニオイがした。購入した製品はメンソールが含まれていない種類であるため、メーカーに連絡して交換してもらった。その後、同じコンビニで購入したところ、同様にメンソールのニオイがした。2度目はコンビニ経由でメーカーに連絡してもらい調査を依頼した。調査結果は製造装置のトラブルで別の種類の成分が混入したことが原因との報告であった。製造時のトラブルであるため製造物責任法が適用されるのではないかと考えた。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥が原因で生命、身体又は財産に損害を被った場合に、被害者が製造業者等に対して損害賠償を求めることができることを規定した法律です。製造時のトラブルであっても、製造物自体の損害にとどまっている場合は、製造物責任法には該当しないと考えられます。

◆一般相談

- ◆ 〈ろうそくの成分表示について〉 「ろうそくを購入したが成分表示がなかったため、メーカー〇〇社に確認したところ、原油からとれるパラフィンワックスであることがわかり驚いた。成分表示がないのは問題ではないか」との相談を受けている。家庭用品品質表示法を確認したが対象品目になかった。他にろうそくの成分表示を規定している法律はあるか。〈消費生活C〉
⇒ろうそくの成分表示について、義務付けられている法律はありません。ろうそくの歴史は長く、植物系、動物系など様々な原料が使用されてきましたが、現在ではろうそくの原料はパラフィンワックスが主流となっています。
- ◆ 〈補修工事で使用された白い液体の安全性〉 新築3カ月後の自宅の補修工事で、陥没箇所の穴埋めをした後に工事業者が白い液体を噴霧していた。工事中に十分に養生していなかったため、近くの食器棚の食器に噴霧した液体がかかったかもしれない。噴霧後に目がチカチカする症状もあったので、食器を使用してもよいか心配になった。使用しても問題ないか。〈消費者〉
⇒白い液体の成分がわからないためはっきりとしたことはお答えできませんが、一般的には食器に付着した物質は台所用洗剤で洗えば落ちると考えます。ご心配であれば使用された液体が何であるか工事をした業者にお問い合わせください。
- ◆ 〈シロアリ防除と体調との関係について〉 9ヶ月前に業者に依頼して床下のシロアリの防除

を行った。防除作業の5ヶ月後に、唾が白くなり、うがいしても透明にならなくなった。シロアリ防除で使用した薬剤の影響ではと思い、調査会社に依頼して室内の化学物質の濃度を調べてもらったところ、パラジクロロベンゼンが基準値0.04に対して0.10の高濃度で検出された。防除作業を行った業者に連絡して、使用した薬剤は〇〇であると確認した。床下に撒かれた薬剤を無害化して欲しい。化学製品PL相談センターは役場から紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、薬剤の無害化などの作業は行っておりません。使用された薬剤〇〇は、公益社団法人日本しろあり対策協会が、薬剤の効力、安全性などの適格性を評価することによって一定の基準を満たしていると認定した薬剤です。〇〇の表示成分や安全データシートからパラジクロロベンゼンは含まれてないと思われまます。パラジクロロベンゼンは日本では衣服の防虫剤として広く使われている物質です。基準値の0.04は、厚生労働省がシックハウス症候群の原因となりうる物質として公表している指針値と思われまます (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250120I0010.pdf>)。シックハウス症候群の予防と対策には、化学物質の発生源を減らすこと、換気を十分に行うこと、こまめに掃除をすることなどが挙げられます。なお、体調に関しては、体調不良の原因を製品に限定せずに、医師に相談することをお勧めします。

- ◆ 〈隣人に撒かれる物質の調査〉 一軒家に住んでいる。隣人がいやがらせのようにいろいろな物質を撒いている。窓を閉めていても刺激臭で目を開けていられなくなったり、口の中が辛く感じたりする。また、寝ていて心拍数が90位まで上昇したりする。ニオイがしなくなると体調も回復する。知人が家に来た時にもニオイを感じ、「絶対に隣人が何か撒いている」と知人と共に確信した。しかし、警察や行政の相談員などが調べに来た時は臭わずに、隣人は全く知らないと言っている。自宅の近所は駐車場や空き地が多く、他の家には物質は届かないと思う。家族も体調が悪くなっている。物質が何か調べてほしい。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターでは分析などを行っていません。体調については、まずは医療機関の受診をお勧めします。なお、県や市区町村等には公害苦情相談窓口があります。臭気の測定ができるかも含め、ご相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈アクリル毛糸の抗菌加工について〉 アクリルたわしを作るために毛糸を購入したら、毛糸に抗菌防臭加工がされていて、手がべたつくような感じがした。表示に有機系（第4級アンモニウム塩）と書かれていたが、ネットで調べたら口に入れると危険な成分であると書かれていた。こんな成分が含まれている毛糸でアクリルたわしを作ったら安全性上問題があるのではないかと思い不安になった。消費生活センターで化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒アクリル毛糸の中には、アクリルたわしを作った際に抗菌効果を出すため、糸に抗菌・防臭加工などが施されているものも販売されているようです。第4級アンモニウム塩は、低濃度で殺菌・消毒剤などにも使用される成分ですが、高濃度で皮膚に付着したり飲用した場合は、有害性があります。詳細な成分は当センターではわかりかねますが、安全性についてご心配であれば、毛糸のメーカーにご確認ください。

- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 自宅で使っているフッ素樹脂加工のフライパンの表面がはがれてきており、焦げ付くようになってきた。はがれた破片が口の中に入ったのではないかと思う。水道水中の P F A S の有害性について、ニュースなどで報道されており心配になった。消費生活センターに電話をしたら、化学製品 P L 相談センターを紹介された。

<消費者>

⇒ P F A S は有機フッ素化合物のことを指しますが、非常に多くの種類があります。現在、水道水中で検出・調査されているものは、P F A S のうち P F O S (パーフルオロオクタンスルホン酸)、P F O A (パーフルオロオクタン酸) です。一方、フライパンのフッ素樹脂は、主に炭素とフッ素から構成された高分子化合物でプラスチックの一種です。仮にはがれ落ちたコーティング材の薄片を飲み込んだとしても、体内に吸収されずそのまま排出され、ヒトの体にいかなる毒性反応も引き起こさないとされています。ただし、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはありませんが、315～375℃以上に加熱すると、有害な蒸気（ヒュームと呼ばれる加熱生成物）が発生する可能性があります。さらに、加熱した時の生成物を吸引した場合にインフルエンザに似た中毒症状を示すとされていますので、空焚き等をしないよう気を付ける必要があります（食品安全委員会 フッ素樹脂加工ファクトシート www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf）。なお、食材が焦げ付くようになると、フライパンが十分な性能を発揮できなくなるので、買い替えも視野にいれることをおすすめします。

- ◆ <シャンプーや洗剤の経皮毒について> 「シャンプーや洗剤に含まれている化学物質は、人体に吸収される経皮毒でありとても危険である」と、マルチ商法のメーカー〇〇から言われ、本にも書かれていた。特に、パラベンなどが危ないと言っている。化学物質が経皮吸収されるのか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから教えてもらった。<消費者>

⇒ 「経皮毒」とは、日常使われる製品を通して皮膚から有害性のある化学物質が吸収されるという説ですが、科学的な裏づけに基づくものではなく、一種の俗説です（「経皮毒」という言葉自体も造語であり、学術用語ではありません）。「経皮毒」情報の中に、洗剤等の日用品に使われている界面活性剤の有害性についての記述が見受けられますが、科学的な根拠はありません。過去に、「一般に売られている商品にはこんな有害性がある」と消費者の恐怖心を煽っておいて、有害性がないものとして自社の商品の購入に誘導する商法で、業務停止命令を受けた企業もあります。〇〇の言う事をうのみにして過度な心配をされることはないと思われます。

- ◆ <使用していなかった弁当箱の安全性について> 2年ぶりに弁当箱を使おうと思ったら、グレーの容器の内側が白く変色している。材質は P P と書かれている。このまま使って大丈夫だろうか。化学製品 P L 相談センターはネットで調べた。<消費生活>

⇒ 食品に用いられている器具・包装は、食品衛生法の規制を受けており、規格基準に含まれてはならない物質の種類と基準値を決めている「材質試験」と、溶け出して食品に移行物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務付けられています。一般にプラスチックに耐用年数はありませんが、使っているうちに色があせたり黄ばんだりすることが

あります。安全性に問題はなくとも、適当な時期で買い替えを検討されることをお勧めします。

- ◆ <手に付いた瞬間接着剤の落とし方> 瞬間接着剤が使用時に手についてしまった。製品は大手流通チェーン〇〇のプライベートブランドであるため、販売店に相談したが、そのうち取れると言われただけである。主成分はシアノアクリレートである。消費生活センターに相談してお湯で洗うように言われたため、湯で洗ったが完全に取れないので心配になった。よい方法があるか。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒瞬間接着剤は、接着したい表面にある水分と主成分であるシアノアクリレートが反応し（重合）、硬化することにより接着します。皮膚は水分を含んでいるため、瞬間接着剤は簡単に接着してしまいます。皮膚についた場合、40度ぐらいのお湯の中で、時間をかけてもみほぐすと剥がれていきます。皮膚についても発汗作用によって必ずはがれますから、多少時間がかかっても、あわてずに正しい処置をして下さい。急ぎの場合は、瞬間接着剤専用のはがし剤も発売されています。なお、使用に際しては皮膚への影響の可能性があるので、商品取り扱い上の注意を確認の上、利用ください。

- ◆ <工業原料の苛性ソーダが入っていた袋の廃棄について> 勤務している会社のごみ置き場に、別の部門が使用した粒状苛性ソーダの空になった紙の袋が廃棄されている。その袋の口部が開いており、中に残っている苛性ソーダの粉が舞っていることがある。近くを通った際に皮膚や衣類に付着するのではないかと心配である。このような廃棄方法でよいのか。化学製品 P L 相談センターは、インターネットで知った。〈事業者〉

⇒苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）は、毒物及び劇物取締法の劇物に指定されており、容器等へのラベル表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等が定められています。また、皮膚や眼に対する腐食性が高く、安全データシート（SDS）の応急処置によると皮膚に付着した場合には直ちに洗い流す、汚染された衣類を全て脱ぐこととあります。付着した場合は、皮膚をよく洗い、衣類は洗濯されることをお勧めします。労働安全衛生法では、取り扱い事業者はリスクアセスメントが義務づけられていますので、少量とはいえ、苛性ソーダの粉が舞う状況は安全管理上の問題があると考えられます。また、苛性ソーダが完全に除去されていない紙袋は、産業廃棄物となります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に従って廃棄しなければいけません。粒状苛性ソーダを使用した部門の管理者に状況を伝えて、適切に処置されることをお勧めします。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤のニオイに関する事例について> 隣から柔軟剤のニオイが窓を閉めても流れ込んでくる。そのニオイで吐き気、湿疹などの症状がでるようになった。今では、病院に行っても看護師さんの制服からニオイがするので、病院に行くこともできなくなった。業界団体が柔軟剤の使用量を守るよう啓発していることは知っているが、使用量の問題ではなく、製品自体の問題と思い活動もしている。化学製品 P L 相談センターを消費生活センターから紹介され、ウエ

サイトの事例検索画面をみたが古い事例しか出ていない。活動に利用したいので最近はどうなのか教えてほしい。〈消費者〉

⇒当センターに柔軟剤のニオイの問題の相談は、今も寄せられています。ただし、柔軟剤などのニオイの相談は、製品の使用当事者ではないため、問題となっているニオイの製品が特定できていないものがほとんどです。寄せられた相談は、誰もが見るできるように、アクティビティノートおよび年度報告書で公開するとともに、関連する団体や機関と情報の共有を図ってまいります。ウェブサイトの見やすさについては、今後検討してまいります。

コラム



経口補水液

経口補水液は熱中症予防の飲み物、日常で汗をかいた時に飲むもの、スポーツドリンクと同じようなものと思っている人も多いのではないのでしょうか。ノロウイルスなどの感染性胃腸炎の流行などと共に、最近、「経口補水液」が注目されています。昨年12月には、消費者庁のウェブサイト「経口補水液について」のページが新設され、今年2月、政府広報オンラインでも取り上げられています。

経口補水液は、誤った飲み方をすると健康に影響を及ぼす可能性があります。このような問題から、健康増進法が改正され、令和7年6月1日から、経口補水液に関する規定が施行されます。経口補水液について、正しく理解していただくために整理してみました。



●経口補水液ってどんなもの

経口補水液は、脱水症のための食事療法として世界保健機関（WHO）が提唱する「経口補水療法」に用いる病気の方のための飲み物です。人の体液には、ナトリウムイオンやカリウムイオンなどの電解質が含まれており、健康を維持するために重要な役割を果たしています。経口補水療法とは、下痢などで脱水状態となった際に、点滴の代わりに水分や電解質を口から補給する治療法です。WHOのコレラに関するファクトシートに、「ほとんどの患者は軽度・中度の下痢であり、迅速な経口補水液でうまく治療することができます」とあります。病気の方が飲む食品であり予防のために日常的に飲むものではありません。

●スポーツドリンクとの違い、飲む判断はどうすればよい

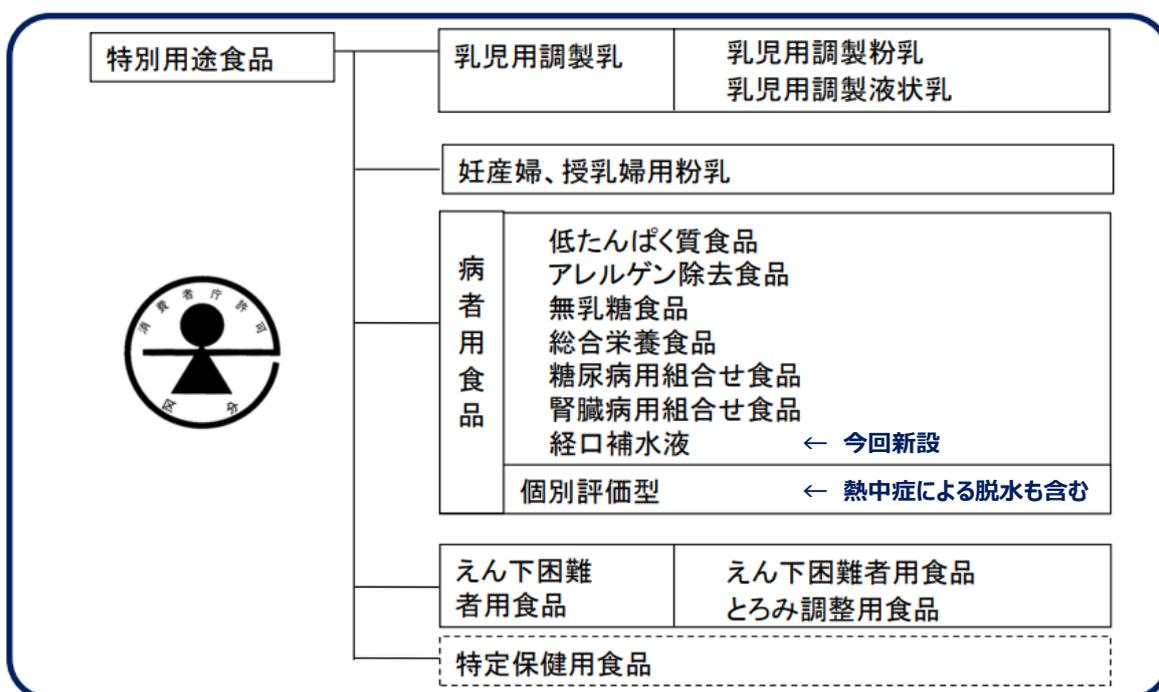
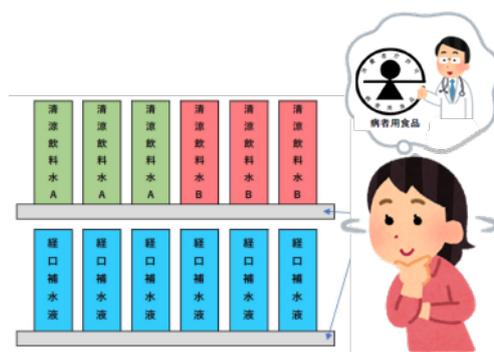
経口補水液はスポーツドリンクよりもナトリウムやカリウムが3倍から4倍多く含まれており、それ以外に糖質も含まれています。ナトリウムやカリウム、糖質を制限されている方は必ず医師に相談することが必要です。また、健康な方でも日常的に飲んだり、大量に飲むなど誤った飲み方をすると、健康に影響を及ぼす可能性があります。経口補水液が必要かどうかは、自分で判断せずに、医師、管理栄養士等の医療関係者に相談してください。

●医療関係者から経口補水液をすすめられた場合の選び方は

経口補水液には、「特別用途食品」というマークがついています。特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康保持・回復などに適する特別の用途について表示をした食品です。特別用途食品として表示するためには、国の許可を得る必要があります。

経口補水液については、令和5年5月19日付で、特別用途食品の表示許可制度が改正され、特別用途食品の病者用食品の中の「許可基準型」病者用食品として、新たに「経口補水液」の許可区分が

新設されました。許可基準型病者用食品としての経口補水液のラベルには、「感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適する」と書かれています。また、「個別評価型」として許可を得た経口補水液もあります。その中には、過度の発汗や脱水を伴う熱中症を対象としているものもあります。医療関係者から経口補水液をすすめられた場合には、「経口補水液」と「特別用途食品」の許可マーク、ラベル表示を確認して製品を選ぶとよいでしょう。今回の改定を受け、今夏からは、店頭でも通常の清涼飲料水との区別がわかりやすく陳列されることとなります。

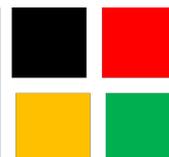


消費者庁 特定用途食品について に加筆

参考にした情報

- WHO
 - 経口補水塩ガイドライン www.who.int/publications/i/item/WHO-FCH-CAH-06.1
 - ファクトシート コレラ www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/cholera
- 政府広報オンライン その飲み方 NG です！ 正しく知ろう経口補水液
www.gov-online.go.jp/article/202502/radio-2729.html
- 消費者庁
 - 特別用途食品について www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/
 - 特別用途食品制度に関する説明会(2025年1月)資料 www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_250204_01.pdf
 - 経口補水液について www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/oral_rehydration_solution

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中

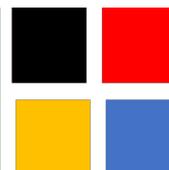


『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
- ①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。